

1992年10月

教育委員会 教育長 様

アルコール問題全国市民協会（ASK）
〒101 東京都千代田区神田神保町1-17
☎ 03-3293-6279 FAX 03-3293-7066
代表 今 成 知 美

アルコール保健教育についてのお願い

当協会は、アルコール問題の予防をめざす市民団体です。1983年の設立以来、中・高生の飲酒実態調査、教育リーフレット『なぜ20歳までお酒を飲んじゃいけないの?』発行、学校への出張講演、教師向けの研修会など、青少年への教育啓蒙に力を入れてきました。またこの4月には、息子さんをイッキ飲みで亡くされた東大阪市の加来さんと一緒に、手紙とFAXによる『イッキ飲み被害110番』を実施し、状況と背景を調査しました。

中・高生の飲酒は年々広がっております。飲酒経験者は9割にものぼり、最近の調査では、高校生の1割以上が「問題飲酒者」であるというデータが出ています。イッキ飲みなどによる「急性アルコール中毒」も年々増加し、命を失う若者が後を絶ちません。これらの問題の背景には、日本社会全体のアルコールに対する絶対的な認識不足があります。

ご承知のとおり、文部省は、薬物・タバコにならんでアルコールについての教育を、中学・高校で実施する方針を打ち出しました。来年度は中学で、再来年度は高校でスタートします。しかし、魅惑的なアルコールのテレビCMや便利な自動販売機があふれた社会で育っている少年たちに、生半可な教育を施してもなんの効果も上がりません。彼らの心が動くだけの説得力を、現場の先生方にもっていただくなくてはなりません。

つきましては、僭越ではありますが、私どものこれまでの経験をふまえて、以下の3点を提言させていただきます。また、別送にて、加来さんより資料も送らせていただきました。これらを参考の上、貴教育委員会の本格的な取り組みを心よりお願いいたします。

- 1) 効果が上がる実質的なアルコール保健教育を実施してください
すべての生徒が、高校卒業までに以下の5ポイントを確実に身につけるように教育してください。飲酒習慣が定着する前の中学での教育がとくに重要です。
 - ① アルコールという薬物についての正しい知識
 - ② 飲む人の体質についての正しい知識
 - ③ 飲ませる側の責任
 - ④ 断わる権利
 - ⑤ 緊急時の対応
- 2) 全校をあげてアルコール保健教育に取り組んでください
保健体育の授業だけではなく、ホームルームや文化祭、各科目の授業、保健室での会話など、あらゆる機会をとらえて、生徒たちが自分の健康を自分で守る意識を育ててください。
- 3) 教える側の認識を徹底してください
指導に当たる先生一人一人がアルコールに対する正しい認識を持つ必要があります。貴教育委員会で、教師向けの研修の機会を設けてください。